

「墨田区受動喫煙防止のための取組方針」について

1 趣旨

本区では、受動喫煙対策の推進に当たって、令和2年4月1日の改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、受動喫煙防止対策のための墨田区基本指針（ガイドライン）を改定し、区民及び職員の健康の保持・増進を図るとともに、快適な公共施設及び職場環境の形成を促進している。

また、地域の環境美化推進と歩行時の安全性の確保を図るため、路上喫煙等禁止対策を目的とした墨田区路上喫煙等禁止条例を制定するとともに、公園においても、墨田区立公園条例等を改正し、原則禁煙とする対応を行ってきたところである。

この間、屋内での喫煙が原則禁止となる一方で、屋外での喫煙環境が変化してきていることなどから、これらの流れを踏まえ、更なる受動喫煙対策を進めていく必要がある。

そこで、喫煙環境を取り巻く状況の変化による課題と対策を整理し、区の実施方針の方向性とその内容について示した「墨田区受動喫煙防止のための取組方針」を策定する。

2 「墨田区受動喫煙防止のための取組方針」の検討過程

取組方針策定に当たっては、企画経営室、地域力支援部、保健衛生担当、都市整備部で検討を行った。また、有識者及び庁内関係者から成る「墨田区がん対策推進会議『たばこ対策部会』（令和4年10月6日）」において、方針案の報告を行った。

3 「墨田区受動喫煙防止のための取組方針」の概要 ※本書は別添のとおり

(1) 取組方針策定等の背景と目的

喫煙環境を取り巻く状況の変化による課題と対策を整理し、区の実施方針の方向性とその内容を明らかにすることで、更なる受動喫煙対策を進めていく。

(2) 受動喫煙における現況と課題

ア 国・都・区の実施方針の主な動き

イ 区のこれまでの受動喫煙対策の実施方針と課題

(3) 今後の受動喫煙対策の考え方

ア 健康への悪影響を未然に防止するため、引き続き、受動喫煙をなくす取組を推進する。

イ 「望まない受動喫煙」をなくすため、人流、周囲の状況等を踏まえ、大規模公園等の公有地も含め、喫煙所の設置について検討していく。

ウ 喫煙所の設置に当たっては、空気清浄機等も備えた外部に煙が漏れない密閉型（コンテナ型）を含めて検討する。

エ 区が管理する喫煙所に加えて、民間による整備を活用していくための新たな区の助成制度の構築について検討する。

オ 区内の公衆喫煙所等の情報をホームページに分かりやすく掲載する等の情報発信を行っていく。

カ 大学の知見を活用し、景観等に配慮しながら、区立公園等における喫煙禁止をはじめとするサインの統一化を図るとともに、区民の行動変容を促すサインの設置を検討する。